議会基本条例策定特別委員会(第10回・第11回検討事項)会派検討内容

資料2

		第 1	O 🗇	検討事項	第11回検討事項															
検討事項		こ分かりやすい言 表現に努める	委員会	会の適切な運営	会議	こおける質問方式	政務活	舌動費の適正な執行と公開	議員	研修会の開催	事務	局の機能強化	議会I	図書室の運営、機能強	議会	図書室の市民の利用	議会	予算の確保	議会改革 置	革推進等組織の設
「考え方」前回提示内容	民にも分かりやすい言: や表現の方法を用いた。 会運営に努めるものとする。 ⇒ (修正案) 議会は、 民にも分かりやすい言: や表現の方法を用いた。 会運営に努めるものとする。		まり る内谷や質科寺を公開し、市氏に分かりやすい議論を行うよう努めるものとす		質疑と一般事務に関連を開き、一般事務に関連を開き、で行う。では、大きなのでは、一般を関係をできる。では、一般では、一般ででで、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一		の他の活動に資するため、会派に対して交付されるものであることを認識し、福島市議会政務活動費の交付に関する条例の定めるところにより適正に		め、議員研修の充実強化を 図るものとする。 ②議会は、市政の課題に関 対を記さが必要であると認 めたときは、学識経験を有		機能を高めるため、議会事 務局の機能強化及び組織体		議会は、議員の調査研究に 資するため、議会図書室を 適正に管理し、運営すると ともに、その機能の強化に 努めるものとする。		議会図書室は、議員のほか、一般の利用に供することができるものとする。		め、議会基本条例の規定 を実行するにあたり、必 要な予算の確保に努める ものとする。		続的に取り組むため、議 員で構成する議会改革を 推進する組織を設置す	
区分	条例案 掲載	考え方に対する意見等	条例案 掲載		条例案 掲載	考え方に対する意見等	,-,-,-		条例案 掲載	考え方に対する意見等	条例第		条例案 掲載	考え方に対する意見等	条例案 掲載		条例案 掲載	考え方に対する意見等	条例案 掲載 考	た方に対する意見等
真政会	0	・議会は、市民に分かりやする。		・③を入れなければ盛り込む ものとする。	Δ	・「質と①。 「質と①。 「質と①。 「である。」 「会談で、「会談で、「会談で、「会談で、」 「会談で、」 「で盛りいでであり、 「でいる。」 「でいる。」 「でいる。」 「でいる。」 「でいる。」 「でいる。」 「でいる。」 「でいる。」 「でいる。」 「でいる。」 「でいる。」 「でいる。」 「でいる。」 「でいる。」 「でいる。」 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	_	・判断できず。 ・一人会派の取扱いを明確にすべきである。 ・政務活動費の支出は会派に対して補助金として交付されるものであり、議員個人の調査研究には交付されないものとされている。会派の構成は、一般的、基本的に二人以上が会派とみなすものであるから、基本条例の中で明記されるものと考えるので、明確に確認してから判断する。	0	_	0	・佐伯市の第2項の条 文も考えられるが検討 していただきたい。	0	_	*	・西棟が完成してから盛り込む。	0	_	0	_
みらい福島	0	_	0	-	0	_	0	-	0	-	0	・「議会は、議員の監視機能」→「議会は、議員の行政への監視機能」と修正すべき。	0	_	0	-	0	-	0	_
市民21	0	・「難解な表明の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別を表別の表別を表別の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	0	・修正案について、特になし	0	_	0	・会派の定義については、結成 手続きとその後の代表者会や各 種委員会などへの出席や選出基 準等の活動範囲だけが定められ ている状態であり、本来の定義に ついては、本特別委員会で今後 の検討項目として予定されてお り、また、現在、政務調査費検討 会においても会派人数による使 途基準について議論されている が、それらを踏まえてから本項目 について議論した方が良いので はないか。	0	_	0	・冒頭、「議会は、議会は、の間で、「議会は、の間で、「議会は、ののでは、」を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を		※条例制定当初からで はなく、西棟完成後に 盛り込むべき。		※条例制定当初からではなく、西棟完成後に はなく、西棟完成後に 盛り込むべき。	0	_	0	_
公明党	0	_	0	・資料等の公開の制限について必要と思われる。	0	_	0	-	0	_	0	_	0	_	0	_	0	_	0	_
日本共産党	0	異議なし	0	異議なし	0	-	0	_	0	_	0	・「議会事務局職員は、 常に議会の活性化、充 実及び発展を心がけ、 行動するものとする。」の すを追加することを提 案。(※四日市市の第2 項の例)	0	・「図書の充実をはかり、 図書室を適正に管理 し、」と修正することを提 案。	*	※条例制定当初からではなく、西棟完成後に 盛り込むべき。	0	_	0	-
社民党・護憲 連合	0	・修正案で盛り込む		・盛り込むが、③の「資料等を 公開し」⇒「資料等を <u>原則</u> 公 開し」とすることを提案。し かし、修正案でも可。	0	_	0	-	0	・盛り込むが②に、「 <u>広く</u> 各分野から学識経験を 有する者等による」と文 言を入れることを提案す る。	0	・「充実に努める」を「充 実しなければならない」 と修正し、盛り込む。 ・「努める」は努力目標 で、議会としては、実現 を図るため能能強化す る、ということなので、実 現を図るため「充実しな ければならない」と明記 すべき。	0	・西棟建設後の整備を前提としているため、現段階では、「・・・その強化に努めるものとする」で可。		・議会の図書室であり一般の利用を認めれば「中・高校生の学習の場として利用されると、議会図書室としての趣旨を言ってしまう」ため、更に、市民への図書館等の開放は現在も行っており、市民への開放は行わない。	0	_	0	_